

## 台湾の遺産税課税

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

台湾出身のAは、若い頃は日本で事業を営んで成功したが、健康を害したため、同じく台湾出身の妻Bとともに台湾に移り居住していたが死亡した。日本にある資産は、Aの長男で日本に居住しているC（中華民国国民）が管理している。Aの相続財産は、台湾に所在するものと、日本に所在するものがある。相続人は、Aの配偶者であるBと長男のCである。BとCは、協議の末、台湾所在の財産は妻のBが、日本所在の財産はCが相続することになっている。

### 〔ポイント〕

- 1 日本における相続税の納税義務者
- 2 台湾の遺産税の概要
- 3 台湾における遺産税課税

### 〔検討〕

#### 1 日本における相続税の納税義務者

##### (1) BとCの日本における納税義務

日本の相続税における納税義務者の範囲は、①無制限納税義務者、②制限納税義務者、③特定納税義務者（①②以外で、贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した個人）、に区分される。

①の無制限納税義務者は、相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有するものである居住無制限納税義務者と、相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人でその財産

を取得した時において日本国内に住所を有していないもの（その個人又はその相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）がその相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある場合に限る。）である非居住無制限納税義務者に区分される。したがって、本事例のCは、外国籍であり、日本国内に住所を有することから居住無制限納税義務者に該当する。

また、相続又は遺贈により日本国内にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有していないもの（非居住無制限納税義務者に該当する者を除く。）は、制限納税義務者となる。本事例のBはこれに該当する。

相続税の納税義務者別の納税義務の範囲については、無制限納税義務者が、国内財産、国外財産及び相続時精算課税適用財産であり、制限納税義務者は、国内財産及び相続時精算課税適用財産、特定納税義務者は、相続時精算課税適用財産が課税対象となる。

##### (2) 相続税の計算

相続税の計算は、簡略化すると次のような順序となる。

- ① 各人ごとの課税価格を合計する。
- ② 遺産に係る基礎控除額を控除して課税遺産額を求める。
- ③ 課税遺産額に法定相続分を乗じて法定相続人が法定相続のように取得したものとして財産価格を計算して税額を算出する。
- ④ ③の税額を合計して相続税の総額を計算す

る。

- ⑤ 相続税の総額を取得した財産価額の比率により按分して算出税額を算定する。
- ⑥ 算出税額から税額調整の各項目の金額を調整する。

本事例では、配偶者のBは制限納税義務者、長男のCは居住無制限納税義務者となる。この場合、日本における相続税の課税価格の計算上、制限納税義務者の場合は、法律の施行地内にあるものの価額の合計額をもって相続税の課税価格とすることになる（相法11の2②）。したがって、制限納税義務者に該当する配偶者Bが相続した台湾所在の財産は、相続税の課税価格の合計額に含まれないことになる。

また、相続税における基礎控除額及び法定相続分に関しては、被相続人の国籍にかかわらず、日本の民法第5編第2章に規定する相続人（相法15②）、民法の規定（900条：法定相続分、901条：代襲相続人の相続分）による相続分となることから（相法16）、本事例における法定相続人は、BとCの2名、相続分はBとC2分の1ずつとなる。

## 2 台湾の遺産税の概要

相続税の課税方式は、被相続人の遺産額に課税する遺産課税方式と、被相続人の遺産額に関係なく各相続人が取得した財産価額に対して課税する遺産取得課税方式がある。日本は、両方の方法の折衷的な方式である法定相続分課税方式を採用している。台湾の場合は、被相続人の遺産額に課税する遺産課税方式であり、遺産税の他に贈与税もあり、遺産及び贈与税法が根拠法となる。

台湾の遺産及び贈与税法第1条の規定により、無制限納税義務者となる場合とは、継続的に中華民国国内に居住する中華民国国民が死亡時に財産を残した場合であり、その財産所在地にかかわらず、すべての遺産に遺産税が課税となる。したがって、中華民国国民でも、継続的に中華民国国外に居住する場合又は外国人が死亡時に中華民国国内に財産を残した場合は、中華民国

国内にある遺産に遺産税が課税されることになる。

また、遺産税の納税義務者は、遺言執行人があるときはその遺言執行人となるが、遺言執行人がないときは、相続人又は遺贈を受けた者となる（遺産及び贈与税法6条）。そして、遺産税の申告期限は相続開始後6か月である。

遺産税に係る外国税額控除であるが、国外の財産について既にその所在地において遺産税を納めた場合は、納税義務者が所在地国の税務機関の発行した納税証明書を提出するとともに、所在地の大使館、領事館の認証を受ける。大使館、領事館がないときは当該地の公認会計士又は公証人の認証を得る必要がある。なお、外国税額控除として控除できる限度額は、国外の遺産を加算したために国内の適用税率により計算して増加する納付税額である。

## 3 台湾における遺産税課税

上記2において述べたとおり、台湾は遺産課税方式であることから、相続人のB及びCの課税ではなく、被相続人であるAの遺産に対する課税となる。Aは、台湾に継続的に居住し台湾に住所があることから、遺産税の課税上、台湾の無制限納税義務者となる。無制限納税義務者の場合は、その死亡時に財産を残した場合であり、その財産所在地にかかわらず、すべての遺産に遺産税が課税となるのである。したがって、Aの遺産税の計算では、日本に所在する財産も台湾で課税されることになる。

本事例における外国税額控除であるが、国外財産に課税をする台湾で行うことになる。ただし、申告期限が、台湾は6か月、日本は10か月であることから、日本の申告を早めに行う等の調整をする必要があろう。